

(別紙)

1. 作物残留濃度に係る農薬登録保留基準値
新規設定分 4 農薬

農薬の成分(用途)	作物群等	基準値
メタミトロン(除草剤) 1	てんさい	0.1ppm
シフルフェナミド(殺菌剤) 2	小麦 小麦以外の麦・雑穀 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第一果菜類 第二果菜類	0.5ppm 1ppm 0.1ppm 1ppm 5ppm 1ppm 0.5ppm
ピリフタリド(除草剤) 3 5	米	0.1ppm
シメコナゾール(殺菌剤) 4 5	米 みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 第二果菜類 第二葉菜類 大豆 茶	0.1ppm 0.1ppm 0.5ppm 0.2ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.2ppm 0.2ppm 10ppm

1の農薬については安全性評価により、ADI(一日許容摂取量)0.011mg/kg/日を新たに設定した。

2の農薬については安全性評価により、ADI(一日許容摂取量)0.041mg/kg/日を新たに設定した。

3の農薬については安全性評価により、ADI(一日許容摂取量)0.0056mg/kg/日を新たに設定した。

4の農薬については安全性評価により、ADI(一日許容摂取量)0.0085mg/kg/日を新たに設定した。

5の農薬については水質汚濁に係る農薬登録保留基準値も併せて設定されている。

改正分(適用作物の拡大等に伴うもの)9農薬【下線が変更分】

農薬の成分(用途)	作物群等	基準値
エテホン(植物成長調整剤)	<u>小麦</u> <u>小麦以外の麦・雑穀</u> <u>みかん</u>	<u>2ppm</u> <u>0.5ppm</u> <u>0.2ppm</u>

	<u>みかん以外のかんきつ類</u>	<u>2 p p m</u>
	<u>第一大粒果実類</u>	<u>0 . 5 p p m</u>
	<u>第二大粒果実類</u>	<u>2 p p m</u>
	<u>小粒果実類</u>	<u>2 p p m</u>
	<u>第二果菜類</u>	<u>2 p p m</u>
ジメトモルフ (殺菌剤)	<u>第一大粒果実類</u>	<u>0 . 1 p p m</u>
	小粒果実類	5 p p m
	第二果菜類	2 p p m
	第一葉菜類	1 p p m
	第二葉菜類	2 p p m
	鱗茎類	0 . 1 p p m
	いも類	0 . 1 p p m
クレソキシムメチル (殺菌剤)	小麦以外の麦・雑穀	5 p p m
	第一大粒果実類	1 p p m
	第二大粒果実類	5 p p m
	小粒果実類	1 5 p p m
	第一果菜類	2 p p m
	第二果菜類	3 p p m
	第一葉菜類	2 p p m
	<u>第二葉菜類</u>	<u>2 5 p p m</u>
	根・茎類	0 . 3 p p m
	鱗茎類	0 . 1 p p m
	いも類	0 . 1 p p m
	茶	1 5 p p m
アゾキシストロビン (殺菌剤)	第一大粒果実類	0 . 1 p p m
	第二大粒果実類	2 p p m
	小粒果実類	1 0 p p m
	第一葉菜類	0 . 5 p p m
	第二葉菜類	5 p p m
	鱗茎類	0 . 1 p p m
	<u>大豆</u>	<u>0 . 1 p p m</u>
フェンヘキサミド (殺菌剤)	第一大粒果実類	1 p p m
	小粒果実類	2 0 p p m
	第二果菜類	2 p p m
	鱗茎類	0 . 1 p p m
	<u>大豆以外の豆類</u>	<u>0 . 1 p p m</u>
カーバムアンモニウム塩 (殺菌剤)	第一大粒果実類	0 . 1 p p m
	<u>小粒果実類</u>	<u>0 . 1 p p m</u>
	第二果菜類	0 . 1 p p m
	第一葉菜類	0 . 1 p p m

	第二葉菜類 根・茎類 鱗茎類 いも類	0.1ppm 0.1ppm 0.1ppm 0.1ppm
シアゾファミド(殺菌剤)	<u>小麦</u> 第一大粒果実類 小粒果実類 <u>第一果菜類</u> 第二果菜類 第一葉菜類 鱗茎類 いも類	<u>0.1ppm</u> 0.1ppm 10ppm <u>1ppm</u> 2ppm 1ppm 0.1ppm 0.1ppm
チアメトキサム(殺虫剤)	米 みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第一果菜類 第二果菜類 第一葉菜類 第二葉菜類 いも類 <u>大豆以外の豆類</u> てんさい 茶	0.1ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.5ppm 1ppm 5ppm 1ppm 0.5ppm 1ppm 2ppm 0.5ppm <u>0.5ppm</u> 0.1ppm 15ppm
ジノテフラン(殺虫剤)	米 みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 <u>第一果菜類</u> 第二果菜類 第一葉菜類 <u>第二葉菜類</u> 根・茎類 <u>いも類</u> <u>てんさい</u> <u>茶</u>	<u>2ppm</u> <u>2ppm</u> 5ppm 1ppm 2ppm 10ppm <u>5ppm</u> 2ppm 2ppm <u>5ppm</u> 0.2ppm <u>0.2ppm</u> <u>0.2ppm</u> <u>25ppm</u>

2 . 水質汚濁に係る農薬登録保留基準値
新規設定分 2 農薬

農薬の成分	用途	基準値
ピリフタリド	除草剤	0 . 1 m g / l
シメコナゾール	殺菌剤	0 . 2 m g / l

の農薬については作物残留に係る農薬登録保留基準値も併せて設定されている。

3 . 以上のいずれの基準値の設定・改訂のケースにおいても、国民の平均的な食品摂取を前提とすると、作物残留基準値未満の農薬残留量であれば、国民の農薬摂取量は各農薬の A D I（一日許容摂取量）の範囲内となる。

(参考) 農薬の登録制度と登録保留基準について

1. 農薬取締法上の位置づけ

農薬は、農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けなければ、これを販売してはならないとされており、この登録にあたっては、農林水産大臣は、申請者の提出した資料等に基づき登録審査を行い、申請農薬が次のいずれかに該当する場合はその登録を保留することとなっている(農薬登録保留基準)。このうち4)から7)までの基準は環境大臣が定めることとされている。

(農薬取締法第3条)

- 1) 申請書に虚偽の記載があるとき
- 2) 農作物等に害があるとき
- 3) 通常の危険防止対策をとってもなお、人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">4) <u>農作物等への残留</u>が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき5) <u>土壌への残留</u>により農作物等が汚染され、それが原因となって人畜に被害が生ずるおそれがあるとき6) <u>水産動植物に著しい被害</u>を生ずるおそれがあるとき7) <u>水質汚濁</u>が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき |
|---|

- 8) 名称が不適切であるとき
- 9) 薬効が著しく劣るとき
- 10) 公定規格が定められているもので、それに適合しないとき

2. 環境大臣が定める登録保留基準

農薬登録保留基準のうち環境大臣が定める上記4)~7)の具体的な内容は以下のとおりである。

土壌残留及び水産動植物に対する毒性に係るものは全ての農薬に共通の基準が設定されているが、作物残留及び水質汚濁に係るものは個別農薬ごとに基準値が設定されており、必要に応じ環境大臣が当該基準値を定めることとされている。

4) について(作物残留に係る農薬登録保留基準)

申請された使用方法で使用された場合に農作物等に残留した農薬濃度が

- ア) 食品衛生法の食品規格に適合しない場合
- イ) ア)が定められていない場合は環境大臣が定める基準に適合しない場合

5) について(土壌残留に係る農薬登録保留基準)

農薬の成分物質等の土壌中での半減期が、規定されたほ場試験及び容器内試験で1年以上の場合等

6) について(水産動植物に対する毒性にかかる登録保留基準)

農薬による48時間でのコイの半数致死濃度が0.1ppm以下で、かつ毒性の消失日数が7日以上の場合(水田において使用されるものに限る。)等

7) について(水質汚濁に係る農薬登録保留基準)

- ア) 水田水中での農薬の150日間の平均濃度が、水質汚濁に係る環境基準(健康項目)の10倍(水田において使用するものに限る。)を超える場合
- イ) 水質汚濁に係る環境基準(健康項目)が定められていない場合は、水田水中での農薬の150日間の平均濃度が、環境大臣が定める基準を超える場合